省　令

○総務省令第百三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

総務大臣　片山　善博

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第四条1の規定により同協定第二条2に規定する合衆国費用負担法令の規定の適用の免除を受けようとする者を除く。）

五　次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

一　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号において「ドイツ協定」という。）	ドイツ年金法令（ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。）の加入期間を有する者にあっては、ドイツ連邦共和国における保険番号
二　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）	ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号
三　社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「オランダ協定」という。）	オランダ王国の領域内において就労し、かつ、オランダ協定第七条1の規定によりオランダ王国の社会保障の各部門に関する法令（オランダ協定第二条2に掲げる社会保障の各部門に関するオランダ王国の法律及び規則をいう。第五条第二項第四号において同じ。）の規定の適用を免除されたことがある者にあっては、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該オランダ王国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨
四　社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）	チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号
五　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（第五条第二項第四号において「スペイン協定」という。）	スペインの領域内における就労先の登録番号

第五条第二項第四号の表を次のように改める。

一　ベルギー協定	ベルギー協定第一条1(e)に規定するベルギー王国の実施機関の名称
二　フランス協定	フランス共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
三　社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	オーストラリアの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
四　オランダ協定	オランダ王国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るオランダ王国の社会保障の各部門に関する法令の適用状況
五　チェコ協定	チェコ共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るチェコ協定第二条1(a)に規定するチェコ共和国の年金保険法及びその関係法によって規律される制度の適用状況
六　スペイン協定	スペインの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るフランス協定第二条1に掲げるフランス社会保障法令の適用状況

第八条第二項中「又は第二号」を削り、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により第五条第一項第二号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して組合に提出される場合には、次に掲げる書類を添えることを要しない。ただし、第一号に掲げる書類については、当該請求書に係る組合員又は組合員であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するアイルランドの実施機関（社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定第一条1(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。）を経由して当該請求書が提出される場合に限る。

一　施行規程第百三十四条第二項第三号に掲げる組合員又は組合員であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

二　施行規程別紙様式第二十九号に掲げる年金加入期間確認通知書

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第四号の改正規定（社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（以下「スペイン協定」という。）に係る部分に限る。）及び第五条第二項第四号の改正規定（スペイン協定に係る部分に限る。）　スペイン協定の効力発生の日

二　第八条の改正規定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

○法務省令第四十号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五十条第二項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

法務大臣　仙谷　由人

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一号中「（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「（平成二十二年内閣告示第二号）」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　漢字の表（第六十条関係）